

第1日

令和元年6月14日（金）

午前10時零分開会

○議長（堀尾俊浩君） おはようございます。これより令和元年第3回朝倉市議会定例会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりでございます。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から7月1日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月1日までの18日間と決定いたします。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

3番北川清文議員

4番熊本正博議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告10件、議案21件の送付を受けたほか、議員から意見書案1件が提出されました。

これらを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日ここに、令和元年第3回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、報告について10件、専決処分について1件、補正予算について1件、条例の一部改正及び制定について6件、計画の概要について9件、財産の取得について2件、訴えの提起について1件、市道路線の認定について1件、合計31件の議案等を提案申し上げます、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号から報告第10号までについて説明申し上げます。

報告第1号専決処分の報告につきましては、市道上の事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第2号平成30年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告につきましては、災害復旧事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、堆積土砂排除事業、災害公営住宅整備事業、

中心市街地整備事業等について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、報告申し上げるものであります。

報告第3号平成30年度朝倉市一般会計予算の事故繰越しの報告につきましては、災害復旧事業、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、災害等廃棄物処理事業等についてやむを得ず事故繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越し、繰越計算書を調整し、報告申し上げるものであります。

報告第4号平成30年度朝倉市水道事業会計予算の繰り越しの報告につきましては、第3期拡張変更認可申請書作成業務について、繰り越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第5号平成30年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算及び報告第6号令和元年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人あまぎ水の文化村の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第7号平成30年度株式会社ガマダスの決算及び報告第8号令和元年度株式会社ガマダスの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社ガマダスの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第9号平成30年度株式会社三連水車の里あさくらの決算及び報告第10号令和元年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社三連水車の里あさくらの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第42号議案令和元年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分につきましては、平成30年度の国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い、事業勘定において平成30年度の歳入が不足し、この不足額を補てんするため、令和元年度予算において繰上充用する予算の補正を行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、第43号議案令和元年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、健康福祉館管理運営経費、森林環境贈与税創設に伴う森林環境整備事業経費、その他緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ8,543万4,000円を追加し、予算総額を462億7,543万4,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

民生費では、市で健康福祉館を運営するために必要な管理経費に6,106万7,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、森林環境譲与税が創設されたことに伴う森林環境整備事業経費、グリーンツーリズム推進事業経費に1,936万7,000円を計上いたしました。

商工費では、令和2年3月完成予定の小石原川ダムの完成記念イベント補助金に500万円を計上いたしました。

次に、歳入の主な内容につきましては、地方譲与税1,714万6,000円、県支出金166万6,000円、市債1,020万円等を計上いたしました。

次に、第44号議案朝倉市手数料条例及び朝倉市農業集落排水処理施設、地域排水処理施設及び小規模集合排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第45号議案朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第46号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第47号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成29年7月九州北部豪雨における被災者の住まいを確保するため、市営住宅柿添団地及び市営住宅杷木団地を設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第48号議案朝倉市営住宅汚水処理施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、市営住宅杷木団地に汚水処理施設を設置したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第49号議案朝倉市森林環境贈与税基金条例の制定につきましては、森林の整備及びその促進に関する施策を行うための基金を設けたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第50号議案から第58号議案までの土地改良事業計画の概要につきましては、平成29年7月九州北部豪雨に伴う、黒川地区、桂川流域山後地区、桂川流域下須川・下比地区、桂川流域宮野・入地地区、赤谷川地区、赤谷川下流域地区、乙石川流域地区、北川・平川平榎地区、及び北川下流域地区における農地改良復旧事業を市営土地改良（区画整理）事業として実施するため、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第59号議案及び第60号議案の財産の取得につきましては、パソコン及びプリンタ並びに学校系仮想化基盤を取得するため、指名競争入札により、購入の相手方を定め、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分

に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第61号議案訴えの提起につきましては、朝倉市健康福祉館における指定管理者の管理上の瑕疵により、破損した設備の修繕費用等について、損害賠償請求の訴えを提起する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第62号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 補足説明があれば承ります。(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ次に意見書案について提出者代表の説明を求めます。13番大庭きみ子議員。

(13番大庭きみ子君登壇)

○13番(大庭きみ子君) 皆様、おはようございます。13番大庭きみ子でございます。

意見書案第1号地方財政の充実強化を求める意見書について趣旨説明を行います。

朝倉市は、平成29年の7月5日の九州北部豪雨災害により甚大な被害をこうむり、復旧復興のため財政が緊迫しています。

昨年の9月の議会において、同じく地方財政の充実、強化を求める意見書を朝倉市議会から国会へ提出しております。

また、平成31年1月におきましても、朝倉市と朝倉市議会とで復旧復興にかかる特別の支援を求める要望書を国会へ提出してまいりました。その成果もあり、平成31年3月に報告されました平成30年度の特別交付税の交付額は、予算計上よりかなり多い額が交付されております。

まもなく発災から2年を迎えますが、今後も復旧復興事業には多額の経費が必要であります。また、これまで以上に災害対策や防災・減災事業は重要であり、人口減少対策や高齢者対策、また子育て支援など新たなニーズへの対応を進める必要があります。

また、災害対応や細やかな公共サービスの提供を進めるには、人材確保とこれに見合う地方財源の確立を目指す必要があります。

また、まち・ひと・しごと創生事業費については、5年の経過措置が過ぎておりますが、自治体の財政運営に不可欠な財源となっておりますので、打ち切らずに現行水準を確保していただくよう要望するものです。

よって、人的サービスとしての社会保障の予算の充実と来年度の地方財源の確率を目指すために、政府の財政支援を要望するものです。被災地である朝倉市から強く要望したい

と思います。ぜひとも地方財政の充実強化を求める意見書について、御賛同賜り、本議会から国会へ意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。

(13番大庭きみ子君降壇)

○議長（堀尾俊浩君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑につきましては6月20日の本会議にて行います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は19日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時17分散会